福祉 7-3

障害福祉

基本方向

障害のある人が自己選択と自己決定のもと、自立した日常生活を送り、社会への参加・参画ができる共生のまちづくりをめざします。

現状と課題

共生社会の実現に向けて

平成23年8月に「障害者基本法」が改正され、障害者の自立及び社会参加のための施策を総合的かつ計画的に推進することが規定されました。また、平成30年4月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援等を拡充するため「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」が改正され、「生活」や「就労」に対するきめ細かな対応を図ることが求められています。

ライフステージに応じた支援

障害者手帳所持者（※）は、年々増加傾向にあり、本市では、約4400名（令和元年度末時点）が生活されています。今後も、早期からの支援が必要な児童の増加や、就労ニーズの拡大、福祉ニーズの多様化・複雑化等に対する切れ目のない支援が必要となります。

児童に対しては、健やかな発達をめざし、療育・教育体制の充実を図るとともに、家族の過度な負担を軽減する取組が求められています。また、就職に向けた訓練から就職後の生活面のサポートまで、継続的な就労支援体制の整備が必要となります。さらに、親の高齢化による急病等での緊急的な障害福祉サービスの利用や、親元から自立する際や支える人がいなくなった際の日常生活の維持等に向けた支援体制を強化していく必要があります。

※障害者手帳所持者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する人を指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

分野計画　障害者施策に関する長期行動計画

地域共生
- 啓発活動の推進
- 交流の促進
- 虐待防止
- 権利擁護
- 障害児者施策等への参画

生活環境・社会参加
- 移動と施設利用の利便性向上
- スポーツ・文化芸術・余暇活動の充実
- 生涯学習の充実
- 防犯・防災体制の強化

生活支援
- 相談支援機能の充実
- 地域生活支援の充実
- 児童の地域生活支援の充実

保健・医療
- 保健サービスの充実
- 医療サービスの充実
- 地域リハビリテーションの充実

療育・教育
- 療育・幼児教育の充実
- 学校教育の充実

雇用・就労
- 雇用の促進
- 就労の定着支援

指標（KPI）

重要業績評価指標	基準値	目標値（令和7年度）
「障害のある・なしにかかわらず、お互いを尊重し、支え合って暮らすことができていると思う」と回答した市民の割合	72.4%（令和2年度）	75.4%
「障害のある人に対する市民の理解が深まった」と回答した障害者の割合	29.5%（令和2年度）	35.0%